

日本学生支援機構 大学院 第一種 奨学金 「特に優れた業績による返還免除」

「特に優れた業績による返還免除」とは、大学院第一種奨学生で本年度中に貸与終了となる者のうち、大学院在学中に優れた業績を挙げた者として、大学からの推薦を受け、機構が認定した場合に、貸与金額の全額又は半額を免除する返還免除制度です。希望者は期日までに地球環境学堂教務掛へ書類一式をご提出ください。

記

1. 対象者

大学院第一種奨学生採用者で、本年度中に貸与が終了する(した)者（満期・辞退・退学 等）

○課程修了は要件とはしませんが、貸与終了時の在学している課程で優れた業績を挙げたことが必要です。

○日本学術振興会特別研究員採用予定者で、本年度中(平成30年3月まで)に日本学生支援機構の第一種奨学金を辞退等貸与終了する者は、今回の免除申請の対象となります。

○第二種から第一種へ移行した(追加採用等により変更となった)者は、第一種奨学金分のみが対象となります。

2. 提出書類及び期限

○地球環境学堂教務掛：平成30年1月30日(火) 17時まで（時間厳守！）

提出が遅れた場合、受け付けませんのでご注意ください。

○提出書類：① 様式1-1 平成29年度 業績優秀者返還免除申請書（※両面印刷）

② 様式1-2 指導教員等の推薦理由

③ 特に優れた業績を証明する根拠資料

※6.留意事項は次のページにありますので必ず熟読のうえご提出ください。

3. 返還免除額

選考の上、貸与金額の全額又は半額が免除されます。

(注)本学から日本学生支援機構に推薦された者全員が免除される訳ではありません。

4. 免除者の決定時期

平成30年6月中旬(予定) 日本学生支援機構より免除決定者へ直接通知されます。

5. 注意事項

(1)平成30年度貸与期間が残る者で、平成30年4月以降の奨学金を継続しない者

〔辞退者(平成30年度日本学術振興会特別研究員内定者を含む)・退学予定者〕

本年度の返還免除対象者となります。申請する場合には、事前に異動願を提出する必要がありますので、**2月20日**

(火)までに教育推進・学生支援部学生課奨学掛へ提出してください。異動願の様式は 京都大学ホームページ>日本学生支援機構奨学金の「異動・月額変更手続」にあります。

(2)返還の手続き

返還免除申請する者も、必ず返還の手続き(平成22年度以降採用者についてはルー口座加入申込書のコピーを提出)が必要です。まだ、返還の手続きをしていない者は、**至急**教育推進・学生支援部学生課奨学掛へ必要書類を提出してください。ただし、辞退・退学予定者でまだ返還書類が交付されていない者(これから異動手続を行う者等)については、異動手続後、教育推進・学生支援部学生課奨学掛から書類が交付され次第、速やかに提出してください。

(3)既に本年度途中で貸与終了した者(辞退・退学等の手続き済み)

本免除の認定結果が出る前に返還期日が到来する場合がありますので、返還免除を希望する者は、「返還のてびき」記載の「奨学金返還期限猶予願」と「業績優秀者返還免除申請書」のコピーを教育推進・学生支援部学生課奨学掛

へ提出してください。奨学金を辞退等した場合で、引き続き大学に在学している者については、在学猶予願を提出することにより奨学金の返還は猶予されます。教育推進・学生支援部学生課奨学掛 Tel075-753-2536

6. 提出書類の留意事項

① 様式1-1 平成29年度 業績優秀者返還免除申請書・・・原本1部、コピー1部

・必ず両面印刷してください。

・教育研究活動等の業績の欄の1(学位論文その他の研究論文)及び6(授業科目の成績)は必ず選択してください。

② 様式1-2 指導教員等の推薦理由・・・原本1部、コピー1部

③ 特に優れた業績を証明する根拠資料・・・2部

・修士論文の表紙と論文要旨(日英両面)のコピーは必ず提出してください。

・成績証明書の提出は不要です。教務掛で用意します。

・修士論文以外の研究論文がある場合、雑誌等の名前・自身の名前・論文タイトル・作成年月日が記載された部分のコピー(そのことが確認できる箇所にマーカーを付けて)と論文内容の概要をご提出ください。

・著書や作品等現物提出の必要はありません。コピーや写真等、評価されたことがわかるものがあれば結構です(雑誌の掲載部分や賞状のコピー等)

・TA・RA等の実績があり、様式1-1で「研究または教育に係る補助業務の実績」を選択した場合は、労働条件通知書のコピーをご提出ください。

・専攻分野に関連しない「発表会」・「スポーツ競技会における成績」・「ボランティア活動」は評価の対象外です。

7. その他

・必要な書類が添付されていない場合、機構における選考から除外されることがありますので根拠資料は必ずご提出ください。

・返還免除者についても必ず返還の手続きは必要です。申請の際には返還手続き済みであることが前提となります。

・免除者については、機構より「進路状況調査」やある程度年数経過後に本人の状況追跡調査が行われることがあります。こういった調査に協力することを必ず了承のうえ応募してください。

【 問い合わせ先 】

京都大学大学院 地球環境学堂教務掛

Email: 160tikyukankyomu@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp